

大阪府基金条例の一部を改正する条例

平成三十年三月十三日
大阪府条例第一号

大阪府基金条例（昭和三十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
2 (略)	用品調達基金	動物愛護管理基金	(略)	基金の名称 (略)	設置の目的 (略)
2 (略)	用品調達基金	動物愛護管理基金	(略)	基金の名称 (略)	設置の目的 (略)

附 則
この条例は、公布の日から施行する。